

ごみの野外焼却は 法律で禁止されています！

集めた枯草などのごみを屋外で野外焼却すると、近隣の方々の迷惑になります。

ごみの野外焼却等が原因で、毎年、約30件の火災が発生しています。また、多くの苦情が消防署に寄せられています。

皆様の御理解と御協力をよろしくお願いします。

消防署への届出は、 「たき火等の許可」を得るためではありません。

○広島市火災予防条例 第57条（抜粋）

次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。・・・（略）・・・

- 一 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- 二 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- 三 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画、その他の催物の開催
- 四 水道の断水又は減水
- 五 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路の工事又は占用
- 六 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおける露店、屋台その他これらに類するもの（対象火気器具等を使用するものに限る。）の開設

上記の行為は、消防隊の現場活動等に影響があるため、行為者があらかじめ消防署に届け出る必要があるもので、当該行為の許可が与えられるものではありません。

届出した行為であっても、消防や警察、市・町等職員から、たき火等の消火の指導を受けた場合は、その指導に従ってください。

【火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出の必要性】

たき火や、くん煙殺虫剤（室内に煙や霧状の殺虫剤を充満させ害虫を駆除するもの）の使用時に、届出場所で火災の119番通報があった場合、届出と通報内容等を踏まえ火災か否かを判断します。

広島市消防局

予防部予防課予防係：Tel(082)546-3476／Fax(082)249-1160